「みなし輸出」管理の明確化について

経済産業省 貿易管理部

イノベーション創出と高度外国人材の受入れ促進について

- <u>高度な知識や技能をもつ優秀な外国人材の受け入れは、企業活動・研究活動の国際化を通じた、日本経済の生産性向上や企業・大学・研究機関等のイノベーション加速に必要不可欠。</u>
- 政府全体の取り組みとして掲げられた「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(令和 3年6月15日改訂)を踏まえ、多文化共生社会の実現を見据えつつ、優秀な留学生や外国人 研究者・従業員等の高度外国人材の受入れを引き続き促進していく。
- 今年度の統合イノベーション戦略、成長戦略実行計画、骨太戦略においても、高度外国人材の受入れ促進や活躍推進が明記された。

(参考) 統合イノベーション戦略2021 多様で卓越した研究を生み出す環境の再構築(国際化の推進)

大学等の国際化により国際頭脳循環を促進していくことが喫緊の課題である。そのため、国際共同研究などの強力な推進を図るとともに、我が国の学生や若手研究者等の海外研さん・海外経験の拡充、海外のハイレベル大学等と我が国の大学の組織対組織の交流の推進、諸外国からの優秀な研究者の招へい、外国人研究者等の雇用促進に向けて、そのための支援策と環境整備を含む科学技術の国際展開に関する戦略を 2021 年度に策定し、施策を推進していく。

<u>(参考) 成長戦略実行計画 第5章 4.女性・外国人・中途採用者の登用などの多様性の推進</u>

日本企業の成長力を一層強化するため、女性、外国人、中途採用者が活躍できるよう、多様性を包摂する組織への変革を促す。留学経験者や国際機関勤務経験者など異なる文化を経験している方の活躍の場を広げる。

※骨太戦略2021においても、高度外国人材の受入れや活躍推進が言及された。

イノベーション創出のための適切な機微技術管理の重要性

- 研究活動の国際化・オープン化や、優秀な留学生や外国人研究者・従業員等の受け入れ推進は、多様な 人材によるイノベーションを創出する前提条件。
- 近年、経済社会のデジタル化、エマージング技術の安全保障への活用拡大、軍民融合戦略が及ぼす脅威を受け、人を介した機微技術の流出懸念が高まる中、国際的に利益相反管理制度が高度化。
- こうした情勢を踏まえ、適切な機微技術管理は、我が国が国際的な先端研究ネットワークに参加し続ける上での必要条件であり、国際的な事業・研究活動を促進し、イノベーションを創出する要件。

【従来通り必要な事項】

イノベーション創出 の前提条件

研究・事業活動の国際化・オープン化

優秀な外国人研究者・従業員等の受入

【昨今の情勢を踏まえた対応】

適切な機微技術管理による信頼 性の高い事業・研究環境の自律 的構築

<u>(参考)統合イノベーション戦略2021『安全・安心確保のための「知る」「育てる」「生かす」「守る」取組』実施状況・現状分析[抜粋](本文45p)</u>

• <u>信頼性の高い研究・事業環境を自発的に構築することは、国際的な先端研究ネットワークに参加し、多様な人材によるイノベーションを創出し続けるための前提条件であり、大学・研究機関・中小企業を含む企業等が法令を遵守し、留学生・外国人研究者等の受入れや共同研究等における技術流出の未然防止、リスク低減のための措置に取り組むことが重要。</u>

<u>(参考)政策提言「米国大学が行うハイリスクパートナリング管理の実態と日本の大学への示唆」 [抜粋]</u> (東京大学渡部俊也教授)

- 情報や知財の流出リスクに加え、そのようなリスクがあるとみられている企業との連携を行うことに対するレピュテーションリスクの
 観点から、ハーバード大学を含む米国有力大学では、(連携することによるリスクが高い) ハイリスクパートナリングへの対応として、法令遵守に加えて、コンプライアンス機関の評価を受け許可を求める等といったリスクを低減させるための管理を行っている。
- 米国大学が、(輸出管理対象のエマテクへの拡大等といった) NDAAによる規制強化に対応する場合、日本の大学と米国大学との研究協力や情報共有などにも影響を及ぼしえる。
 米国大学並みのリスク管理が行われていない大学とは、従前のような米国大学や研究機関との非公知研究情報の共有が難しくなり、連携に支障が生じる可能性がある。

2

【参考】米国における技術窃取への対応や利益相反管理の取組

千人計画(Thousand Talents Plan)への対応

米国は、海外企業・大学の研究者、技術者、知財・技術保護担当幹部をリクルートする、中国政府の技術窃取プログラムと評価。

主な起訴事案

	2019年4月22日 (産業スパイ&中国政府からの資金提供)	米司法省は、GEの元エンジニアでXiaoqing Zheng及び事業家のZhaoxi Zhanを <u>GEのタービン設計技術の窃盗容疑及び産</u> <u>業スパイ容疑</u> で起訴。Xiaoqing Zhengは千人計画に選定され、中国政府からの資金提供支援も受領。
	2019年11月21日 (産業スパイ)	米大陪審は、米農業大手モンサント(現バイエル)及び子会社クライメート社の中国人元社員であるHaitao Xiangを <u>モンサント社の技</u> <u>術機密の窃取容疑等</u> で起訴。同氏は、モンサント勤務中の2017年に千人計画の一人に選ばれた高度な技術を持つ研究者。デジタル 農業、土壌肥料や養分管理研究を担当し、3件の米国特許も取得。
	2020年1月28日 (中国政府からの資金提 供)	米司法省は、ハーバード大学科学・化学生物学科の学科長Charles Lieber(DOD、NIHの研究員も兼任)及び中国国籍研究者2名を、中国千人計画への関与について虚偽申告を行っていた容疑で起訴。同氏はナノエレクトロニクスと医学の境界分野の研究における権威。NIHとDODから研究室費用1,500万ドル以上を受け取る一方で、武漢工科大や中国政府から月給5万ドル、生活費15万ドル/年、武漢での研究室設立費用として150万ドル以上を受領した疑い。

(情報ソース) 米司法省HP NEWS https://www.justice.gov/

研究開発における外国の影響懸念に対する研究コミュニティの対策

● 研究者グループJASONは、米国国立科学財団(NSF)の調査依頼に対し、レポート"Fundamental Research Security"において 中国の行為が米国学術界における外国の影響についての懸念を生じさせているとして、利益相反の完全な開示やNSF(資金提供側)と大学等(資金提供を受ける側)の責任、等について提言。

【提言の概要】(一部抜粋)

- ①研究公正(Research Integrity)の範囲を拡張し、実体又は潜在的な利益相反の完全な開示を求めるべきである。
- ②利益相反等の開示の失敗は、研究公正(Research Integrity)が侵害されたとみなし、「研究不正」と同様に、NSF及び大学によって調査及び裁定されるべきである。
- ③NSFは、研究公正(Research Integrity)を確保するため、大学等全ての関係者との協力を主導し、資金配分機関との連携を図るべきである。
- ④NSFは、研究公正に対するリスク評価を促進するプロジェクト評価ツールを採用し、公表する必要がある。
- ⑤基礎研究を行う大学やその他の機関での科学倫理教育・訓練は、従来の研究公正(Research Integrity)を超え、利益相反等の情報や事例を含めるべきである。

【参考】欧州における技術窃取への対応や利益相反管理の取組

- 欧州では、2020年2月に欧州委員会が、加盟国との議論用として、中国との研究開発協力のありかたについてコンセプトペーパーを公表。
- 関連するガイドラインの作成を含め、欧州の高等教育機関や研究機関への外部からの干渉に協調して取り組むための包括的なアプローチの必要性について言及。

高等教育機関および研究機関における外国干渉への対応に関するコンセプトノート

https://s3.eu-central-1.amazonaws.com/euobs-media/3ef6dc3d60ee27a2df16f62d47e93fdc.pdf

<u>【背景】</u>

高等教育機関や研究機関が国際連携に対して非常にオープンであり、その開放性と協調性が世界に貢献してきたが、同時に<u>外国からの干渉を助長</u>してきた。

2019年12月に開催された"中国とのR&I協力"に関する会議("R&I cooperation with China" meeting) において、外国の干渉に対する<u>ガイドラインの策定</u>が求められた。

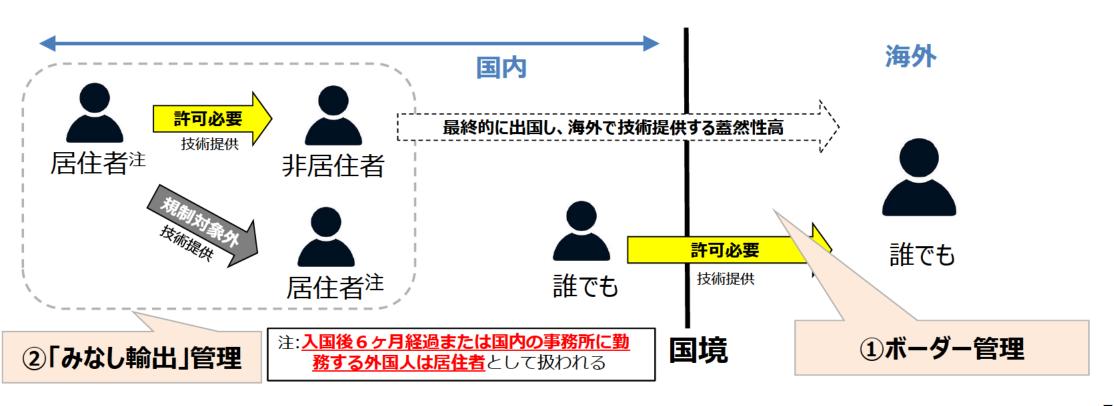
【ガイドラインの概要】

目的:研究機関等において外部からの干渉に関する認識を高め、外部からの干渉を防止するための方法や、 干渉が発生した場合の対応方法等を提供する。

対象者:国家レベル、組織レベル、個人レベルで外部からの干渉を受ける可能性があるため、対象はa)国の当局、b)研究機関、特に高等教育機関や研究機関、c)一般的な個人(研究者やその他のスタッフ)である。

外為法に基づく「みなし輸出」管理の概要

- 我が国では外為法に基づき以下の機微技術提供を管理(経産省への許可申請義務付け)。
 - ①**国境を越える技術提供**(ボーダー管理)
 - ②国内における技術提供についても、非居住者は最終的に出国する蓋然性が高いことから、居住者から非居住者に対する提供を管理している(「みなし輸出」管理)
- 入国後6ヶ月経過または国内の事務所に勤務する外国人は居住者として扱われ、「みなし」輸出 管理の対象外となる。外国の影響下にある居住者からの機微技術流出懸念に対応できない。



外為法に基づく安全保障貿易管理の対象範囲

国際輸出管理レジームにおいて、基礎科学技術や、学会発表・論文発表・特許出願等により公知となった技術については、貿易管理の対象外とすることが原則となっている。

成果の種類

基礎科学技術 ※貿易管理の例外(貿易外省令第9条第2項第10号)

基礎科学技術以外

公表の形態

〇学会発表、論文発表等(HP掲載を含む)

※貿易管理の例外(貿易外省令第9条第2項第9号)

外国人への提供

居住者非居住者

່業貿易管理の対象外

 Δ

◯貿易管理の対象

※機微な技術情報を受け取った居住者が、自国に当該技術情報を持ち出したり、非居住者に提供する行為について、貿易管理の対象となっているが、実効性の観点から課題あり。

○貿易管理の対象

【外国為替及び外国貿易法】(役務取引等)

第25条 (前略)、<u>政令で定める (中略)取引</u>を行おうとする居住者若しくは非居住者 又は特定技術を特定国の非居住者に提供することを目的とする取引を行おうとする居住者 は、(中略)、当該取引について、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

【外国為替令】(役務取引の許可等)

第17条 5 第一項 (中略) に規定する取引のうち経済産業大臣が当該取引の当事者、 内容その他からみて法の目的を達成するため特に支障がないと認めて指定した ものについては、法第二十五条第一項 (中略) の規定による経済産業大臣 の許可を受けないで当該取引をすることができる。

【貿易関係貿易外取引等に関する省令】(許可を要しない役務取引等) 第9条 2 <u>令第十七条第五項に規定する経済産業大臣が指定する取引</u>は、次の各号の

いずれかに該当する取引とする。

○特許出願

- 九 公知の技術を提供する取引又は技術を公知とするために当該技術を提供する取引
- 十 基礎科学分野の研究活動において技術を提供する取引

〇居住者要件

【外国為替法令の解釈及び運用について】(居住性の判定基準)

6 - 1 - 5, 6

(2) 外国人の場合

- イ 外国人は、原則として、その住所又は居所を本邦内に有しないものと推定し、 非居住者として取り扱うが、次に掲げる者については、その住所又は居所を本 邦内に有するものと推定し、居住者として取り扱う。
- (イ) 本邦内にある事務所に勤務する者
- (1) 本邦に入国後6月以上経過するに至った者
- 口イにかかわらず、次に掲げる者は、非居住者として取り扱う。
- (イ) 外国政府又は国際機関の公務を帯びる者
- (I) 外交官又は領事官及びこれらの随員又は使用人。ただし、外国において任命又は雇用された者に限る。

● 「特定国の非居住者に提供することを目的とした取引」について、居住者への機微技術提供であっても、当該居住者が、非居住者へ技術情報を提供する取引と事実上同一と考えられるほどに当該非居住者から強い影響を受けている状態(特定類型)に該当する場合には、「みなし輸出」管理の対象であることを明確化した。



制度見直し



- ①外国政府や外国法人等との間で雇用契約等の契約を締結し、当該外国政府や外国法人等の指揮命令に服する又はそれらに善管注意義務を負う者への提供
- ② 経済的利益に基づき、外国政府等の実質的な支配下にある者 への提供
- ③ 国内において外国政府等の指示の下で行動する者 への提供

新たに「みなし輸出」管理の対象となる居住者の類型

- 居住者への技術の提供であっても非居住者への提供と事実上同一と考えられるような居住者への提供とは、以下の3類型に該当する者への提供とする。
 - ※実際の規定内容は、役務通達1(3)サをご確認ください。



契約に基づき、外国政府・大学等の支配下にある者への提供

類型①

例①:日本の大学の教授であり、**外国大学と雇用契約を結び教授職を兼職**している者への提供

例②:外国大学からサバティカル制度で我が国の大学に研究等に来ている大学教授 への提供



経済的利益に基づき、外国政府等の実質的な支配下にある者への提供

例①:外国政府から留学資金の提供を受けている外国人留学生への提供

類型② 例②:**外国政府の理工系人材獲得プログラムに参加**し、多額の研究資金や生活費の提供を受けている研究者への提供



上記の他、国内において外国政府等の指示の下で行動する者への提供

例:日本における行動に関し外国政府等の指示や依頼を受けている留学生への提供 (類型③該当が疑われる者については、経済産業省が大学・研究機関に連絡することを主に想定)

類型③

【参考】成長戦略実行計画・骨太方針における記載

- 成長戦略実行計画や、経済財政運営と改革の基本方針(骨太方針)2021、統合イノベーション戦略2021(2021年6月18日閣議決定)において、「経済安全保障」を柱の一つとして記載、政府が取り組むべき諸課題を明確化。
- 「みなし輸出」管理の対象明確化についても政府全体の取り組みの一つとして記載。

成長戦略実行計画 第6章 「経済安全保障の確保と集中投資」

- 1. (1) 経済安全保障の観点からの技術優越性の確保
 - ✓ ③ 技術の保全 (d)「みなし輸出」管理の対象の明確化

居住者への情報提供であっても、非居住者へ技術情報を提供することと事実上同一と考えられる場合には管理対象とすることとし、**来年度中の実施**を目指す。

骨太方針2021 第2章「次なる時代をリードする新たな成長の源泉」

✓ 5.(6)経済安全保障の確保等(抜粋)

外為法上のいわゆる「みなし輸出」の管理強化について、2022 年度までに実施する。

特定類型該当性の判断において求められる注意義務について

● 特定類型該当性について、故意・過失が認められる場合をまとめると、下表のとおり。実際の規定内容については役務通達別紙 1 – 3 をご確認ください。

	受領者が提供者の 指揮命令下にない	受領者が提供者の 指揮命令下にある	共通
特定類型②	商慣習上技術提供取引を行う上で 通常取得することとなる契約書等の 書面において記載された情報から、受 領者が特定類型に該当することが明 らかである場合	以下の方法で特定類型該当性を把握した場合 〈採用時〉 自己申告による確認 ※改正役務通達の施行時点ですでに採用している場合は不要 〈勤務時〉 新たに特定類型に該当することとなった場合における報告義務を課すことによる確認 ※就業規則において、副業行為等の利益相反行為が禁止・申告制になっている場合を含む	特定類型に該当 する可能性がある と経済産業省が 提供者に連絡を する場合
特定類型③	商慣習上技術提供取引を行う上で通常取得することとなる契約書等の書面に おいて記載された情報から受領者が特定類型に該当することが明らかである場合		

類型該当性判断の注意義務を果たすために実施いただく事項

いと判断して差し支えない。

大学・企業等側の注意義務として、所属する学生や教職員・従業員の特定類型該当性については、 以下の方法によって確認することをお願いしたい

以下の方法によって確認することをお願いしたい							
技術の受領者	企業・大学等の指揮命令下にない者 (例:学生/雇用契約のない研究員)	企業・大学等の指揮命令下に <mark>ある者</mark> (例:教職員、従業員)	共通				
特定類型①特定類型②	受領者に対する新たな確認手続きの導入は不要。 学生を受け入れる上で、通常取得している 書類において記載された内容を確認いただく。 上記の内容の確認の結果、特定類型に該当することが明らかな記載がない限り、類型該当者ではないと判断していただくことで差し支えない。	大照用時 類型に該当することについての誓約書 では該当することのみの誓約。兼業先や副業による 収入額などを記載させる必要は無い。 類型に該当しないため誓約の必要が無いとの申告があれば、類型該当性が否定されると判断して差し支えない。 全勤務時 一般的な就業規則(副業等行為等の利益相反行為が禁止・申告制になっているもの)を導入していれば、受領者に対する新たな確認手続きの導入は不要。 上記の就業規則の下、副業等の自己申告がない場合は、類型該当者は存在しないと判断して差し支えない。	特定類型に該 学者を 当ると が提供者 が提供者 がした がは がは がは がは がは がは がは がは がは がは				
	受領者に対する新たな確認手続きの導入はで、通常取得している書類において記載された。	握していない限り、技術提供にあたって許可申					
特定類型③	上記の内容の確認の結果、特別を表現である。		i 請をしていただ c。				